

論・壇

租税裁判所の設立を目指そう！



立命館大学大学院法務研究科教授 三木 義一

租税判決のむなしさ

平成14年の税理士法改正で、税理士に補佐人権限が付与されたことはわが国の税理士制度の進展にとって大きな一歩だったと思われる。税理士が補佐人として関与するケースが予想以上に増え、裁判へのよい影響も出始めているからである。

しかし、今なお、一連の租税判決を見ると、根本的な疑問を禁じ得ないときがある。率直に言って、租税法を専門的に理解した上での判断だったのだろうかという、疑問である。

例えば、ストックオプション訴訟で東京地裁民事38部平成16年2月27日判決は、権利行使益を給与所得としたが、雇用先以外の法人から受ける利益も給与になることがあることとの論拠として次のような点を指摘していた。

「雇用ないし労働の仕組みや経済的取引の仕組みは、極めて多様であって、かつ、時代とともに変化していくものである。例えば、A社が雇用する従業員Bに対する報酬の支払のためA社の取引先Cに対する債権を譲渡し、これをBが取り立てて自己のものとするという仕組みを採用すれば、労働基準法上の問題は残るとしても、経済的には、Bの取得した金員の支給者は外形上は指揮命令をしているA社ではなく、その取引先であるCということになる。Cが、A社と何らかの取引関係等にあるため、A社とCの事情により、Bに対する報酬の支給を肩代わりする場合も同じである。」

このような場合はC社がA社の従業員に支払うが、これも給与ではないか、というのである。この議論の滑稽さは、すでに大淵教授が的確に批判されているように、大淵義博親会社株式によるストック・オプションの権利行使益を給与所得とした最高裁判決の波紋

(下)「税経通信2005年5月号17頁以下」A社が自己の債権を従業員に現物給与として渡したにすぎないものを、あたかもC社が渡しているように勘違いしている点にある。現物給与という概念をまさか知らないわけではないと思うが、このような判決理由を見ると、判決を読むのがむしくなる。租税判決には、残念ながらこのような印象を受けざるを得ないものが少なくない。その最大の問題は専門性の欠如である。この問題を解決するにはどうしたらいいのだろうか？

知財専門裁判所の創設

今年4月に、その一つのモデルともいえる大きな改革があった。知財専門裁判所の創設である。知的財産高等裁判所という専門裁判所が、今年4月1日に、東京高等裁判所に特別の支部として設置されたのである。このような特別裁判所の設置の背景には、日米の特許戦争で日本側が訴訟で負け続けており、我が国でも知財についての専門的能力や訴訟技術を向上させ、知財立国としてアメリカ等に対抗しうるようにしなければならない、という事情があるように思われる。従来毎年1000人程度の合格者しか出さなかった弁理士試験の合格者を500人以上に増やしているのも、その一環であろう。

この裁判所は、全国すべての特許権に関する控訴事件や特許庁の審決に対する訴訟事件を始め、その性質・内容が知的財産に関するものである限りすべての事件を取り扱う専門の裁判所である。

この知的財産高等裁判所が扱う事件には、行政事件の第一審としての審決取消訴訟、民事事件の控訴審などがある。この二つの特徴を概説すると次のようになる。

- (1) 審決取消訴訟
これは、特許庁が行った審決に対する不服

申立てとしての性質を有している。官の判断に対する争いなので、税法でいうと課税処分取消訴訟に類似するといつてよいであろう。この審決取消訴訟は、東京高等裁判所の専属管轄であり(特許法178条1項等)その特別の支部である知的財産高等裁判所で扱われることになる(知的財産高等裁判所設置法2条2号)。

(2) 民事控訴事件

一方、民と民の争い、つまり、他社が自社の特許を侵害した等の争いは、一審は各地の地方裁判所で行うが、控訴事件のうち、特許権、実用新案権、半導体集積回路の回路配置利用権及びプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えの控訴事件は、東京高等裁判所の専属管轄に属し(民事訴訟法6条3項)知的財産高等裁判所で取り扱われることになる(知的財産高等裁判所設置法2条1号)。

そのための、これらの事件については、全国の事件が知的財産高等裁判所に集中されることになる。なお、民事控訴事件のうち、意匠権、商標権、著作権者の権利(プログラムの著作物)についての著作者の権利を除く(出版権、著作権、育成者権、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えの控訴事件)については、第一審を取り扱った各地方裁判所に対応して、全国8か所にある高等裁判所が管轄権を有している。東京高等裁判所の管轄に属する事件だけが知的財産高等裁判所で扱われることになるのである。

現行制度では、この判決に不服がある場合には最高裁に上告できるので、通常の裁判所の枠内の改革ともいえるが、専門性の高い裁判所の専門的な判断を最高裁が覆すことは基本的にないと思われ。この裁判所

には、所長が置かれるほか、裁判官、知的財産に関する事件を扱う裁判所調査官、裁判所書記官、裁判所事務官の他に、事案に応じて、非常勤職員である専門委員が関与するからである。この専門委員というのは、大学教授や公的機関の研究者などから任命される非常勤職員であるが、専門的な知見に基づく説明をするために事件に関与することになるのである(民事訴訟法92条の2)。

租税専門裁判所の可能性

以上の知財訴訟の改革と比較すると、租税訴訟改革の動きは鈍い。補佐人制度の導入、弁護士や税理士による租税訴訟学会の設立など、確かに注目すべき動きはあるが、現行制度の運用の改革であり、制度自体の刷新までには至っていない。租税訴訟の状況を見ると、確かに運用を改善していくことも重要であるが、同時に、制度自体の改革も目指していくべきではないことは明らかであろう。戦後の諸制度が様々な面で制度疲労を起し、そのあり方を改革しなければならなくなっており、租税訴訟制度も抜本的に見直されるべき時期にきていると思われる。

制度改革という点、途方もなく遠い世界のようには思えるのは確かだが、租税訴訟の場合は現実的基盤がないわけではない。何よりも、税金事件の場合は専門の審判所制度があることに着目すべきだからである。国税不服審判制度が昭和45年に期待されながら導入されたが、その後今日に至るまで当初予定されていた役割を十分に果たしていない。それどころか、むしろその機能が低下しつつあるように思われる。その根本的理由は明白である。

「何人も自己の審判官たり得ず」という基本ルールを無視した結果だからである。審判官が、審判官として動いた後に税務の現場に戻るシステムでは、救済機能としての役割は限定されたものになる。しかし、ドイツの財政裁判所ももとは不服審判所のようなものから出発したことを考慮すれば、この制度を活用することも視野に入れるべきであろう。私は、かつて、国税不服審判所を地方税も含めた不服審判院制度へ切り替えることを提言したことがあるが(拙稿「地方税と権利救済」税2000年12月号4頁)この機会にさらに「租税裁判所」への改革を提言したい。具体的には次のようにしてはどうだろうか。

- ① まず、現行の国税不服審判所を租税裁判所に改称する。租税裁判所は通常の民事事件の控訴審にあたる。従って、上告は認められるが、2審制となる。
- ② 扱える事件は課税処分・徴収処分の取消訴訟等の行政訴訟、国を被告とする税の不当利得等も扱うこととする。
- ③ 行政訴訟の場合も異議申立は選択制にし、直接租税裁判所への出訴も認める。
- ④ 納税義務の多寡に関わる事実認定は租税裁判所を終審とし、他の法領域等に関わる解釈問題については上告できる。
- ⑤ 常任裁判官は租税事件の弁護士実務もしくは税務訴訟に関わる訟務検事実務を5年以上担当したことのある者から選抜する。
- ⑥ 非常勤専門委員を国税実務経験10年以上及び税理士実務経験10年以上のものからそれぞれ同数任命することができ、判決は3名の裁判官の合議とし、判決は全て公表する。
- ⑦ 訴訟を提起した場合は、執行を停止する。訴訟の結果、納税者が敗訴の場合は本税と延滞税は負担するが、加算税は原則として取り消される。但し、納税者の主張が著しく不合理な場合は加算税も維持される。
- ⑧ 訴訟提起から判決まで原則として1年内に処理する。
- ⑨ 租税裁判所に限定した訴訟代理権を税理士に与える。
- ⑩ 租税裁判所での「和解」も肯定される。

同時に予防法学の徹底を

ここまで、租税訴訟の改革を論じてきたが、税理士業務の場合忘れてはならないことがある。それは一般の訴訟事件と異なり、税務事件は「帰回的」であるということである。つまり、税金問題は一生に一回という問題ではなく、毎年、毎期生じる問題であり、裁判という制度で一回解決すればいいというものでは必ずしもない、ということである。税理士の役割の一番重要な点は、むしろ予防法学の担い手という点にある。日々の業務の中で、将来生じるかもしれない税法トラブルを未然に、かつ、納税者のために、防止する役割を期待されている。その意味では、税理士自身が優れた法的感覚を身につける必要もあることを強調しておきたい。

租税訴訟制度の改革については、税理士会が高度職業専門家の団体として、自信と誇りを持って弁護士会と共同して制度改革に取り組むことを切に願っている。

この案は、私が半年お世話になったドイツの財政裁判所制度や韓国の不服審判院改革などを参考にしながら考えたものだが、どうだろうか？
いずれにせよ、租税訴訟制度の改革は弁護士の努力だけでなく、税理士の努力も必要不可欠である。とりわけ、専門家団体としての日税連の役割も大きいと思われる。また、国税庁の訴訟に対する意識改革も必要と思われる。訴訟制度は行政の透明性・公正性を担保するためにも必要なものであり、近代市民社会ではきわめて当然のことだといふ意識が税務行政には欠けているように思われる。それが、補佐人制度に対する消極的態度などにつながっている。それだけに、この制度の実現は容易ではなく、何よりも税理士会の専門家集団としての「高度の自覚」が必要と思われる。